

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年1月25日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

（令和4年12月1日～12月31日受理分。記載順序は五十音順。）

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
柿沼 トミ子	柿沼トミ子後援会	令和4年12月10日
木岡 崇	木岡たかし後援会	令和4年12月27日
小暮 ちえ子	小暮ちえ子後援会	令和4年12月10日
杉田 茂実	ワクワク・ドキドキの県政をつくる会	令和4年12月16日

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
坂本 俊夫	坂本としお後援会	令和4年12月15日
服部 正一	こしがや都市構想研究会	令和4年12月20日